

屋久島町貨物自動車運送事業者物価高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰により経済的な影響を受けている公共交通事業者に対して、その影響を最小限に抑える支援を行い、町民生活の安定を図るため、予算の範囲内において、屋久島町貨物自動車運送事業者物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 貨物自動車運送事業者とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号。以下「法」という。）に基づき、一般貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業を営む個人又は法人をいう。
- (2) 一般貨物自動車運送事業とは、法第2条第2項に規定する事業をいう。
- (3) 貨物軽自動車運送事業とは、法第2条第4項に規定する事業をいう。
- (4) 営業所とは、事業計画に記載された営業所若しくは履歴事項全部証明書に記載された本店又は支店をいう。
- (5) 貨物自動車とは、事業計画に記載された事業の用に供する自動車であって、この要綱の施行日時点で営業所に所属するものをいう。
- (6) 町税等とは、個人においては個人住民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税、法人においては個人住民税（特別徴収）、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、入湯税及び特別土地保有税をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する貨物自動車運送事業者とする。

- (1) 令和7年4月1日（以下「基準日」という。）において、貨物自動車運送事業を営んでおり、引き続き事業継続の意思があること。
- (2) 町内に営業所を有していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象者とならない。

- (1) 法人及び代表者に町税等の滞納があるとき。
- (2) 代表者、役員及び当該団体の経営に実質的に関与している者が屋久島町暴力団排除条例（平成24年屋久島町条例第20号）に定める暴力団員であるとき。

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、次の各号に定めた額の合計とする。

- (1) 貨物自動車運送事業者は、1事業者あたり20万円
- (2) 一般貨物自動車運送事業者は、町内の営業所に所属する貨物自動車の台数に2万円を乗じて得た額
- (3) 貨物軽自動車運送事業者は、町内の営業所に所属する貨物自動車の台数に1万円を乗じて得た額

2 前項の対象となる事業用自動車は、次に掲げる要件の全てを満たす事業用自動車とする。

- (1) 申請日時点で有効な自動車検査証を有していること。
- (2) 基準日以降に運行した実績があること。

3 支援金の交付は、同一交付対象者に対して1回限りとする。

(交付申請及び請求)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、屋久島町貨物自動車運送事業者物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者である法人及びその代表者が、町税等の滞納がないことを確認できる書類
- (2) 法に基づく許可等を確認できる書類の写し
- (3) 支援金の対象となる事業用自動車の自動車検査証の写し等、事業用自動車の台数がわかる書類

2 申請書兼請求書の提出期限は、令和7年7月31日までとする。ただし、申請書兼請求書が郵送された場合は、郵便物の押印された証示印の日付が提出期限内であったときに限り有効とする。

(交付の決定等)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援金交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の審査により支援金交付が適当であると認めたときは、屋久島町貨物自動車運送事業者物価高騰対策支援金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するとともに遅滞なく申請者に支援金を交付する。

3 町長は、第1項の審査により、支援金交付が不適当であると認めたときは、屋久島町貨物自動車運送事業者物価高騰対策支援金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知する。

(決定の取消し等)

第7条 町長は、前条の規定により支援金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の全部又は一部を取消し、

既に支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 虚偽その他不正の手段により支援金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 支援金の交付決定の条件に違反したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、支援金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

(書類の保存)

第8条 支援金の交付を受けた者は、支援金の交付に係る関係書類を、支援金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和8年3月31日でその効力を失う。